

施設基準に関するご案内

2024.5.7

医療情報取取得加算

- ① オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ② 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

外来感染対策向上加算

- ① 当院は、組織的な感染予防対策につき施設基準の適合を地方厚生局に届け、かつ新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。
- ② 感染管理者である院長が中心となり、「感染防止対策業務指針」および「手順書」を定め、職員一同院内感染対策を推進します。受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる疾患の外来診療に対応します。
- ③ 感染防止対策として、感染性の疑われる場合は空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ④ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的を実施します。
- ⑤ 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適切な抗菌薬・量・投与期間・投与ルートを選択し、抗菌薬の適正使用を実施しています。
- ⑥ 感染対策に関して、基幹病院・医師会と連携体制を取り、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

上記に伴い、月1回「外来感染対策向上加算(6点)」を算定します。

また発熱など感染症を疑わせる場合は、月1回「発熱患者等対応加算(20点)」が加算されます。

医療 DX 推進体制整備加算

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有します。
- ④ 電子処方箋を発行する体制を有します。
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。(経過措置 令和7年9月30日まで)
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しています。(令和6年10月1日から適用)
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示しています。

上記に伴い、初診時に月1回「医療 DX 推進体制整備加算(8点)」を算定します。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いています。当院では、特定の医薬品名を指定するのではなく、「有効成分」を記載した処方箋を発行する場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたらご相談ください。

生活習慣病管理料(Ⅱ)

- ① 生活習慣病管理を行うにつき必要な体制を確保しています。
 - ② 患者さんの状態に応じ、以下の対応が可能です。
 - ・28日以上の長期の処方をおこなうこと
 - ・リフィル処方箋を発行すること
- ※ 交付が可能かどうかは、病状に応じて医師が個別に投与期間を判断します。
- ※ 睡眠薬・貼付薬は、リフィル処方箋はできません。